

東京都板橋区「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく事務に  
関する文書の書式を定める要綱

3板都都 132 号  
令和3年7月16日区長決定

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）」に基づき板橋区が行う事務の施行のために必要な文書の書式は、別表に掲げるところによるものとする。

付 則

（施行期日）

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表 東京都板橋区「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく事務に関する  
文書の書式を定める要綱様式一覧

様式	名称
土地所有者等関連情報提供に関する手続き	
1	土地所有者等関連情報提供請求書
2	情報提供同意取得書
3	情報提供確認書
4	土地所有者等関連情報提供書
5-1	土地所有者等関連情報を提供できないことの通知書（同意・回答なし）
5-2	土地所有者等関連情報を提供できないことの通知書（福利事業未該当）
土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付に関する手続き	
6	土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付請求書
7	土地所有者等を知る必要性があることの証明書
暴力団員等に該当しないことの誓約書	
8-1	暴力団員等に該当しないことの誓約書（法人）
8-2	暴力団員等に該当しないことの誓約書（個人）
9	請求者又は交付請求者の排除対象者の該当性の有無についての照会書